

宮前区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市における地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づいて、宮前区における取組を実施するため、宮前区地域包括ケアシステム推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）地域包括ケアシステムの構築に係る企画及び立案に関すること。
- （2）地域包括ケアシステムに係る施策の調整に関すること。
- （3）前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 4 本部員は、宮前区役所の全ての管理職員をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(プロジェクト)

第6条 推進本部に付議する事項に関し必要な事項を調査・協議するため、推進プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進本部及びプロジェクトの庶務は、地域ケア推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。